

告示

埼玉県告示第千十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和三年八月三十一日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

発 株式会社シンセイ開	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
新井 誠			埼玉県行田市持田二丁目十四番三十七号